

日本労働年鑑 第53集 1983年版  
The Labour Year Book of Japan 1983

特集 臨調＝行政改革と労働組合

II 臨調第一次答申(八一・七・一〇)をめぐる動き

3 「行革国会」(第九五臨時国会)—第一次答申の実施をめぐる

「行革国会」

臨調＝行革の焦点は、第一次答申の実施過程に移っていった。

先に、「答申を最大限に尊重し、速やかに所要の施策を実施に移す」と閣議決定をしていた政府は、八月二五日、「行財政改革に関する当面の基本方針」(行革大綱)を決め、準備をすすめた。行革大綱に連動して、八月三十一日には各省庁の五七年度一般会計予算の概算要求が出そろい、九月一日、第六次国家公務員定員削減計画を閣議決定。さらに九月二二日、三六本の法案を一括した「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案」(行革一括法案)を閣議決定、二日後の二四日、同日開会された第九五臨時国会に上程した。こうして、第九五臨時国会は「行革国会」の様相を呈した。

自民党は行革一括法案を特別委員会で一括審議する方針で臨み、当初これに反対した社会党も「党内団結のため」と、委員長決断の形で賛成、こうして一〇月六日、共産党、参議院二院クラブ、一の会の反対はあったものの、行革特別委員会が設置された。

他方、臨調第一次答申が公務員給与の抑制を求めていたこともあって、八月七日に出された人事院勧告、前国会から継続審議となっていた仲裁裁定、公務員二法、これらの処理が、行革一括法案の審議とともに、第九五臨時国会の焦点になった。

協調と対立

一方、労働組合の行革国会へのとりくみはきわめて複雑な様相を呈しながら展開した。労働四団体は、九月二五日の政策委員会で、臨時国会にむけての対応などについて協議したが、当面の経済運営について「国内需要の伸びなやみを喚起するため、適切な措置を、臨時国会、五七年度予算編成期にむけて政府に要請する」こと、仲裁裁定、人勧について完全実施することで意見の一致をみたものの、行革一括法案については、「一括法案反対、国民不在の行革」とする総評と、「法案の中身について条件付で修正する点がある」とする同盟、中立労連のあいだで意見が対立した。

ところで、このような事態は早くから予想されていた。すでにいち早く、行革の断行、臨調第一次答申の完全実施を要求していた同盟は、七月八日に開かれた第四九回中央評議会で「各論反対勢力の前に答申内容が骨抜きにされないよう政府・立法府に強く求める」との宇佐美会長の談話を明らかにしていたし、同盟とともに行革推進会議を構成していた政策推進労組会議もまた、答申について直ちに完全実施することなどの一項目からなる「五六一五七年度政策・制度要求と提言」をまとめ、その実現にむけて生活安定全国大行動を展開していた。そして七月一四日～二四日にかけて、大阪・東京間の生活安定大行進を組織し、集会、キャンペーン行動を展開するとともに、政党と政府への申入れをおこなった。

このようななかで、総評内にも、折からの労戦統一問題にも関連して、行革問題にたいするとりくみを四団体共闘としてすすめることに異論があった。八一年七月の総評第六三回定期大会で、新聞労連、国公労連などいくつかの単産、県評の代議員、特別代議員は、行革断行、臨調答申完全実施を求める同盟など四団体共闘で行革へのとりくみをすすめることは「闘争を事実上放棄することだ」と執行部の立場を批判し注目された。

また、この大会では、臨調委員でもあった丸山副議長に、第一次答申が全会一致といわれているがどうなのかという質問があがり、これにたいし、丸山副議長は、その事実を否定するとともに、「第一次答申直後の心境としては、このまま続けるのいいかどうかという点について、多くの悩みがないわけでない」とのべた。

## 総評の「年金・福祉スト」の挫折と行革一括法案の成立

四団体共闘による行革問題へのとりくみをめぐるとこのような対立のもとで、総評は、行革一括法案、仲裁裁定・人勧完全実施を中心とする課題について、一四年ぶりに秋年闘争本部を設置してとりくむ方針を明らかにした。九月一四日の総評第一回拡大評議員会は秋年闘争方針を協議し、榎枝議長を本部長とし、全単産委員長・書記長で構成する八一年秋年闘争本部の設置を確認。さらに九月二五日に開いた闘争本部の第一回総会では、秋年闘争方針を補強・具体化した。そこでは行革一括法案と五七年度予算編成にたいして、「国民生活への圧迫、大衆収奪の具体的内容を内外に明らかにし、福祉・教育・地方自治にかかわる当事者と強く連携し、中央・地方の広範な国民的共同戦線を築いていくことが重要」とし、「断固たる闘いを組織」するとした。具体的には、(1)集中行動の反復のうえで、一〇月中旬以降、仲裁裁定が未実施の場合、二時間から半日のストで闘う、(2)一〇月下旬、「年金・福祉スト」(二時間ないし半日)を設定する、(3)一一月段階では、人勧値切り反対等を中心に官民総ぐるみの闘いを配置する、とした。「年金・福祉スト」は、その後、一〇月二九日と決定された。

だが、一〇月の公労協を中心とするとされて提起されたストライキは、「唐突すぎる」と傘下单産の合意が得られず不発に終わり、「年金・福祉スト」も、公労協が与野党国対委員長会議で仲裁裁定完全実施の合意が得られたことから中止し、人勧の処理が未決着であった公務員共闘が二時間ないし三〇分未満のストライキを実施したほかは、民間の二組合が実施したのにとどまり、事実上、挫折した。

他方、統一労組懇は、八月三十一日、行革対策特別委員会を発足させるとともに、「秋の行動」として、シンポジウム、自動車デモ、請願、集会等をふくむ統一行動を展開し、また、九月一日、医労協、国公労連、全商連、全生連、民医連、共産党の六団体のよびかけで「臨調路線反対、国民の生活と権利を守る各界連絡会議」が結成され、宣伝活動をおこなうなど臨調＝行革反対の運動の盛り上げをはかった。

だが、仲裁裁定・人勧、公務員二法の処理とからんで流動的に推移していた行革一括法案は、一〇月二六日、自民党が仲裁裁定の完全実施の意向を表明したことから、急速に成立にむかって展開。同月二九日、衆議院本会議で、仲裁裁定の完全実施が議決されるとともに行革一括法案が可決、翌三〇日、参議院で仲裁裁定の完全実施の議決とともに公務員二法が成立した。

人勧完全実施をめぐる攻防  
焦点は、八一年人事院勧告の処理に移った。

第一次答申は、八一年度の公務員給与の改定について「適切な抑制措置を講じる」とし、さらに八

月七日に出された給与勧告にたいして「答申の趣旨を十分踏まえて対処されたい」との土光会長談話を発表しており、こうして、人勧実施問題は、第一次答申の実施と政府の行革姿勢を占う試金石のごとく位置づけられた。

こうしたなかで、また行革一括法案の衆議院通過という状況のもとで、公務員共闘は、十一月一日、一日の両日、人勧即時無条件完全実施を要求して中央総決起行動を設定、集会、デモ、各省庁交渉を展開、一三日には総務長官と会見、人勧即時完全実施を求めた。さらに二五日、最高二時間の統一ストライキを実施した。

また全官公も、同盟との共催で勧告の完全実施を求めて集会、政府・政党への要請行動をくりかえした。

十一月二五日、行革一括法案の会期内成立をあやぶんだ自民党は、(1)一般職の四月実施、(2)管理職の年度内凍結、(3)一時金の旧ベース支給、(4)調整手当の年度内改定見送り、を提案、与野党のあいだで合意が成立。二日後の二七日、行革一括法案の参議院での成立とともに、給与法改正案が国会に提出され、成立は第九六通常国会にもちこされたが、人勧の値切り実施が閣議決定された。

この事態について、鈴木首相は「今回は異例のこと」とのべ、藤井人事院総裁は「きわめて遺憾」としたが、他方、公務員共闘は、「人勧史上最大の暴挙」と抗議した。その後、この人勧の不完全な実施を不満とした全農林、全医労など国公各組合は、翌年三月から四月にかけて、人事院にたいして、八一年人勧完全実施のための勧告、意見の申出をおこなうよう行政措置要求をおこなった。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---